

写

別紙様式第1号（第3関係）

平成30年10月10日

奈良市議会議長 東久保耕也様

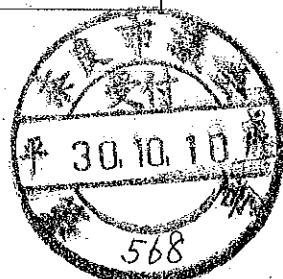
質問者 植村佳史



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
環境行政について 1、平成30年奈良市議案第94号について	<p>①去る9月定例会において、市長は議案の取り下げの理由を「十分な説明・周知の期間を設けるため」と説明された。 9月定例会後、議案第94号について、どのような対応をしたのか。</p> <p>②平成30年8月3日に31年度改定予定として通知されているが、一般廃棄物処理業許可業者は来年度に値上げの準備をしているのではないか。 大至急撤回されたことを通知する義務があると思うが、考えを問う。</p> <p>③撤回について、値上げの説明が不十分であった旨を述べておられるが、反対の</p>	市長



	<p>嘆願書や要望書を出された排出事業者（商店）の方々への回答はどのようにされているのか、至急回答するべきではないのか。</p> <p>それが真摯な対応ではないかとを考えるが、どのように考えるのかを問う。</p> <p>①平成 29 年 12 月議会で訴えの提起について議決後、当該損害賠償請求訴訟はどのように進捗しているのか。</p>	
2、平成 29 年奈良市議案第 107 号に係る損害賠償請求訴訟の経過について		市長

受付日	30 年 10 月 10 日
送付日	30 年 10 月 12 日